

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
健康増進法第76条第1号	喫煙室等の構造・設備の技術的基準適合に関する改善命令違反の過料処分	健康増進課

(対象)

施設の管理権限者等

(内容)

喫煙室の構造・設備が技術的基準※に適合していないことに対する改善命令に違反した場合は、50万円以下の過料に科す。

(処分基準)

法第32条第3項、法第34条第3項又は法第36条第4項の規定に基づく命令に違反した者。

※補足 健康増進法施行規則第2条第1項より

- 1 喫煙室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- 2 たばこの煙が喫煙室外に流出しないよう、壁、天井等により区画されていること
- 3 たばこの煙が屋外又は外部の場所に排出されていること

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。